

業務委託一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 1月11日

松島町長 櫻井 公一

1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 委託番号 : 下 30 委第 005 号
- (2) 委託名 : 松島浄化センター、中継及び雨水ポンプ場運転管理業務委託
- (3) 委託場所 : 宮城郡松島町高城字田中二、1他 地内
- (4) 履行期間 : 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで
- (5) 委託概要 : 運転管理 一式

松島浄化センター

- ① 保守点検業務
- ② 清掃業務
- ③ 植栽管理業務
- ④ 運転操作監視業務
- ⑤ 水質試験業務
- ⑥ 日直業務
- ⑦ 脱臭剤交換業務 (汚泥棟、沈砂池ポンプ棟)
- ⑧ 消耗品調達 (水質試験試薬等)

松島中継ポンプ場及びマンホールポンプ場

- ① 保守点検業務
 - ・ 中継ポンプ場 1 箇所
 - ・ マンホールポンプ場 18 箇所
- ② 清掃業務
 - ・ マンホールポンプ場 18 箇所
 - ・ 管渠 3 箇所
- ③ 脱臭剤交換業務 (中継ポンプ場)
- ④ 水位計点検調整業務
- ⑤ 非常通報装置バッテリー交換

新町雨水ポンプ場

- ① 保守点検業務
- ② 防蝕亜鉛板等交換業務

雨水ポンプ場 (14 箇所) ※新町を除く

- ① 保守点検業務
- ② 緊急対応業務
- ③ 水位計点検調整業務
- ④ 非常用通報装置バッテリー交換

- (6) 支払条件 : 前払金 有 (予算の範囲内とする)
- (7) 入札保証金 : 免除
- (8) 契約保証金 : 契約金額の 10 分の 1 以上の額(松島町財務規則第 105 条の規定に基づき)
- (9) 入札方法 : 条件付一般競争入札

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 松島町建設工事執行規則(昭和 59 年 2 月 15 日規則第 4 号)第 4 条の規定に基づく平成 29・30 年度建設工事競争入札参加資格登録簿【物品・役務(下水処理施設運転管理)】に登録されていること。
- (3) 宮城県内に、本店又は請負契約締結について本店から受任された支店若しくは営業所を有していること。

- (4) 過去5年(平成24年度から平成28年度まで)に、国又は地方公共団体が発注した下水処理施設の運転管理について、下記の施設を全て元請として履行した実績を有していること。
- ①汚水処理場(現有処理能力 8,775 m³以上)
 - ②雨水排水ポンプ場(現有排水能力 210 m³/分以上)
- (5) 松島町建設工事入札参加業者等指名停止要領(平成6年11月29日告示第65号)の規定による措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定をした場合にあつては、当該申立てをしていない者とみなす。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定をした場合にあつては、当該申立てをしていない者とみなす。
- (8) 入札参加者及び下請業者が暴力団関係者(暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者をいう。)でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当課

入札担当課	財務課財政班	022-354-5792(内線 104)	〒981-0215 松島町高城字帰命院下一 19-1 (松島町役場内)
発注・受付担当課	水道事業所施設班	022-354-5710	〒981-0215 松島町高城字田中二、1 番地 (松島浄化センター内)

(2) 入札参加資格確認申請書

入札参加資格確認申請書の交付の期間及び場所は、5 の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等の閲覧

- ① 当該業務に係る仕様書、図面及び契約条項(以下「設計図書等」という。)を閲覧に供する。
- ② 閲覧の期間及び場所は、5 の表に示すとおりとする。

(4) 設計図書等に関する質問

- ① 設計図書等について質問がある場合は、所定の質問書に記入の上、5 の表に示す期間内に指定の場所に提出することができる。
- ② 質問書に対する回答書は、5 の表に示す期間及び場所で閲覧に供する。

(5) 設計図書等の複写について

設計図書等を複写するための貸出しは、5 の表に示すとおりとする。ただし、貸出しは、期間中の 1 日を限度とする。

(6) 入札の日時及び場所等

- ① 入札の日時及び場所等は、5 の表に示すとおりとする。
- ② 入札参加者は、受付時に入札参加資格確認通知書(原本:適格者用)を提示すること。(持参しない場合は、入札参加を認めない。)

4 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出し、入札参加資格の適否について確認を受けなければならない。

- ① 入札参加資格確認申請書(様式第 1 号) 正副 1 部
- ② 入札参加資格確認申請資料
(イ) 履行実績調書(様式第 2 号)

※実績が証明できる書類(契約書等)の写しを添付すること。

- ③ 申請書の所在地及び名称を記載し、返信用切手を貼付した所定の返信用封筒 1 枚

(2) 申請書類は持参するものとし、提出期限及び提出場所は 5 の表の示すとおりとする。

なお、提出期限までに申請書類の提出がない者は、入札に参加することができない。

(3) 申請書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とし、提出された申請書類は返却しない。

(4) 入札参加資格の適否については、5 の表に示す期日に通知する。

(5) 入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由について書面で説明を求められることができる。

5 入札日程

手続等	期間・期日・日時	場所
入札参加資格確認 申請書の交付	期間 平成30年 1月11日(木)から 平成30年 1月17日(水)まで	松島町高城字田中二、1番地 松島町水道事業所施設班 又は松島町ホームページ
設計書等の閲覧	期間 平成30年 1月11日(木)から 平成30年 2月 7日(水)まで	松島町高城字田中二、1番地 松島浄化センター エントランスホール
設計図書等の複写	期間 平成30年 1月11日(木)から 平成30年 2月 7日(水)まで	松島町高城字田中二、1番地 松島浄化センター 水道事業所施設班
質問の受付	期間 平成30年 1月11日(木)から 平成30年 1月30日(火)まで	松島町高城字田中二、1番地 松島浄化センター 水道事業所施設班
回答書の閲覧	期間 平成30年 2月 5日(月)から 平成30年 2月 7日(水)まで	松島町高城字田中二、1番地 松島浄化センター エントランスホール
入札参加資格確認 申請書の提出	期限 平成30年 1月17日(水) 16時まで持参	松島町高城字田中二、1番地 松島浄化センター 水道事業所施設班
入札参加資格確認通知	期日 平成30年 1月31日(水)発送	
入 札	日時 平成30年 2月 8日(木) 13時30分から	松島町磯崎字浜1番地2 松島町文化観光交流館 2階 研修室

(注) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時まで除く)とする。

6 入札方法等

- (1) 入札に参加する際は、入札・契約担当課に備える入札参加心得等を熟読すること。
- (2) 入札書は、本人又はその代理人が入札場所に出席して提出すること。
なお、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

7 入札保証金

入札保証金については、議会の議決に付すべき契約にあっては、「松島町建設工事における入札保証に関する取扱要領」に示すとおりとする。その他の場合は、免除する。

8 積算内訳書の提出について

- (1) 設計図書等を基に積算を行った内訳書を入札日に持参すること。
なお、内訳書の様式は自由であるが、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
- (2) 第 1 回目の入札書に記載されている入札金額に対比した内訳書の提出を求める。
- (3) 提出を受けた内訳書は、返却しない。

9 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において 2 の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は無効とする。

10 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で、最低価格により入札した者を落札者とする。ただし、当該入札は最低制限価格を設けているので、入札価格が当該制限価格を下回る場合は失格とする。なお、最低制限価格の算出については、ホームページに掲載されている「業務委託契約に係る最低制限価格を設ける場合の基準」を参照すること。
- (2) 入札の結果、落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約により契約を締結することがある。

11 契約保証金

落札者は、契約書提出と同時に松島町建設工事執行規則第 22 条の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付する。ただし、以下の場合は一部及び全部の納付を免除することができる。

なお、具体的な取扱については、「松島町建設工事における契約保証に関する取扱要領」に示すとおりとする。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、町を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 一般競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、過去 2 年間に松島町と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、且つ、これらを全て誠実に履行した者について、その者が契約を締結しない事となる恐れが無いと認められたとき。

12 契約の締結

- (1) 落札決定後、この入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が 2 の各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。
- (2) 落札予定価格の金額が 5 千万円以上の工事の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年 3 月 9 日告示第 26 号)の規定により、町議会において可決されるまでの間は、仮契約となる。

13 苦情申立

当該業務の入札及び契約事務の手続きに関して不服や疑義がある場合は、苦情の申立てを行うことができる。

なお、申立ての方法その他の手続きについては、「松島町入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続きに関する要領(平成 20 年松島町訓令第 8 号)」によるものとする。

14 その他

- (1) 発注内容に関する電話での質問は、一切受け付けない。
- (2) 落札者は、2 の入札参加条件に合致する配置予定者について、配置技術者届出書を契約締結前に提出しなければならない。
なお、落札者が当該配置技術者届出書を提出しない場合は、契約締結の意志がないとみなし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定に基づき、随意契約により他の者と契約することがある。
- (3) この入札に係る規定、要綱及び関係書類等は、担当課において閲覧できる。
なお、松島町のホームページ(<http://www.town.matsushima.miyagi.jp>)から条件付一般競争入札の予定工事についてダウンロードすることができる。